

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、飛騨市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年 6月10日

岐阜県知事 古田 肇

市 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
飛騨市	令和6年 7月23日 (火)	午後1時から 午後3時まで	J A ひだ 古川支店 (古川町金森町15-1)	古 川
	7月24日 (水)	午前9時から 午後3時まで	J A ひだ 古川支店 (古川町金森町15-1)	古 川
	7月25日 (木)	午前9時から 午前11時まで	J A ひだ 古川支店 (古川町金森町15-1)	古 川
	7月29日 (月)	午後1時から 午後3時まで	J A ひだ 河合支店 (河合町角川158-1)	河 合
	7月30日 (火)	午前10時から 午後3時まで	本町防災公園 (神岡町船津959-1)	神 岡 森 茂 山之村
	7月31日 (水)	午前10時から 正午まで	飛騨市宮川振興事務所 (宮川町林50-1)	宮 川